

「(仮称)伊佐・えびの・人吉風力発電事業 環境影響評価準備書」に対する、環境保全の見地からの意見について(回答)

1 総括的事項

(1) 事業実施にあたっては、環境影響評価において実施することとされている環境保全措置を的確かつ適切に実施し、環境の保全に万全を期すこと。

(2) 事業実施段階及び供用後において、重要な動植物種が確認された場合又は環境に影響を及ぼす新たな事実が判明した場合は、速やかに県及び関係市村に報告し、その事項について綿密に調査、予測及び評価実施すること。

また、必要に応じて専門家等の意見を聴きながら、環境への影響が最小となるよう、新たな措置を講じることを含め、適切に対応すること。

(3) 対象事業実施区域周辺では、他事業者が風力発電事業を計画し環境影響評価の手続きを進めていることから、事業者の責任において、当該他事業者と協議・調整を行うとともに、近接して風力発電施設が設置されることによる累積的な影響が生じる場合には、確実に調査、予測及び評価を実施し、その影響が最小となるよう適切な措置を講じること。

(4) 評価書の作成にあたっては、関係自治体から出された意見書の内容を十分に検討し住民に分かりやすい内容となるよう努めるとともに、評価書や事後調査の結果などは継続して閲覧できるようにするなど、積極的な情報公開に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音、振動及び超低周波音について

ア 対象事業実施区域及びその周辺において、造成工事等の施工、工事用資材の輸送及び供用時における騒音等(騒音、振動及び低周波音(超低周波を含む。))以下同様)による生活環境への影響が懸念される。

騒音等は、季節による風向きや風速、地盤、気象状況により異なるため、当該地域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、生活環境への影響について適切に調査し予測及び評価を行うこと。

イ その結果を踏まえ最新の知見等に基づき、騒音等の影響を回避又は極力低減し、地元住民へ十分に本事業の説明を行うとともに、住民からの意見等については真摯に対応すること。

ウ 万が一、事業の実施に起因する健康被害を訴える市民がいた場合、科学的見地も必

要だが体調不良となった市民に対して、どのような対応を行う計画なのか示すこと。
また、その事は災害防止協定に盛り込むこととなるのか示すこと。

(2) 水環境について

- ア 水資源の保全を図ることから、適正な土地利用について十分配慮すること。
- イ 土砂流出防止については適正な管理を行い、開発区域からの排水により河川等に影響を及ぼさないよう配慮すること。
- ウ 工事施工に伴う水害等が生じないように、沈砂池及び調整池等の維持・管理の徹底を図り、また、完成後も調整池内に土砂が堆積した場合は速やかに撤去するなどの環境保全措置についてマニュアル等を作成し、市と協議すること。
- エ 大雨等が予想される場合は、開発区域から土砂等が流出しないよう、充分対策を講じること。
- オ 4月から11月にかけては、河川からの取水により水稲稲作が行われるため、営農に支障のない水質管理に努めること。
- カ 国有林は水源涵養林としての保安林指定になっているため、その代替機能として備える雨水等の一時貯留施設の容量については、降雨想定雨量を1/100で想定し、貯留容量計算等の実施を求める。また、鹿児島県に対してその計算方法と施設機能、排水溪流名、容量についての判定結果を公表すること。

(3) 動植物及び生態系について

- ア 実施区域及びその周辺は、クマタカなど貴重な鳥類やコウモリ類が生息しており、また、サシバ、オオタカなどの鳥類の渡りの経路となっていることから、施設の稼働によるバードストライク、バットストライクや鳥類等の生息環境への影響が懸念される。地域に根差した既存文献や専門家等の助言、国内外の最新の知見を踏まえて、生息する鳥類等の実態の把握を含め、適切に調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を講ずることにより、施設の稼働による影響を回避又は極力低減すること。
また、バードストライク、バットストライクが確認された場合の緊急的な環境保全措置について検討すること。
- イ バードストライク、バットストライクの予測には不確実性が伴うことから、野鳥やコウモリ類に対し、風力発電機が存在と共に稼働を認識させて衝突を回避・軽減する手段の導入等を検討すること。
- ウ 対象事業実施区域及びその周囲の現地調査において、クマタカの生息が確認されている。

クマタカの繁殖期間中(1～8月頃)、特に営巣期のうち敏感度が極大となる時期(3～6月)において、可能な限り突発音が発生しないように調整するなど、環境省の

定める猛禽類に関するマニュアル等に従い適切な環境保全措置を講ずること。

エ 風力発電機が並ぶことによる鳥類の行動変化や地形の改変による生息地の分断など、動物の生息環境等への影響が懸念されることから、風力発電機の配置計画及び地形改変の程度を示した上で、設置される風力発電機の個々による影響だけでなく、全体による影響についても調査、予測及び評価を行うこと。

オ 実施区域及びその周辺は、ヤマネ（国指定天然記念物）が生息している可能性が高いため、工事前にヤマネの生息状況を確認し、生息を確認した際の対応について、県及び市の文化財担当課等と協議を行うこと。

また、工事の作業員にはヤマネの生息可能性があること、およびヤマネを確認した場合の対応について十分周知を行うなど、適切な環境保全措置を講ずること。

カ 対象事業実施区域及びその周囲の現地調査で、「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」で指定希少野生動植物に指定され保護が図られている「ベッコウサンショウウオ」の生息が確認されていることから、適切な環境保全措置を講ずること。

キ 工事の実施に伴う水の濁りにより、実施区域及びその周辺の水質や、魚類及び底生動物等の生息環境への影響が懸念される。工事の実施により発生する濁りの状況や魚類及び底生動物等の生息状況を把握するなど、適切に調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を講ずることにより、水の濁りによる影響を回避又は極力低減すること。

ク 対象事業実施区域及びその周囲の現地調査において、ムカシトンボなど希少な動植物の生息が確認されている。当該地域の生態系の特徴を十分に把握し、その結果を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を講ずることにより、動植物、生態系への影響を回避又は極力低減すること。

ケ 準備書段階で把握されていなかった重要な動植物が生息・生育している、又はその可能性が認められた場合にも、専門家や関係機関等の助言・指導を受け、適切な環境保全措置を講ずること。

（４）道路等の使用について

ア 道路や水路上を、伐採木等の仮置き場として使用しないこと。

また、資材等の運搬においては、施設の保全に注意を払い、これを汚損しないこと。

イ 道路の通行規制を行う場合は、道路使用等など必要な手続きを行うこと。

ウ 伐採に当たり、道路や水路敷地内において、公有財産の占用や工事施行等の必要がある場合は、その管理者と協議の上、事前に許可を受けること。

エ 作業道開設に当たっては、大規模な開設は控え、環境保全に努めること。また、施工後の土砂流出対策を講じること。

オ 通行等により市が管理する道路を毀損等するおそれがある場合は、事前に市と協議

を行い、必要な対策を講じること。

(5) 立木伐採について

ア 事業実施想定区域は、国有林内であるが、関連する工事において地域森林計画の対象森林で伐採を行う場合は必要な手続きを行うこと。また、保安林指定、砂防指定、森林経営計画の設定、補助事業の実施等による制限の該当がないか確認の上、必要な手続きを行うこと。

イ 生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保護に努めること。

ウ 立木の伐採、運搬に当たっては、事前に関係者や周辺住民への説明等の配慮を十分に行うこと。

(6) 農業、畜産等について

ア 周囲や下流域に農地や農業用施設等がある場合は、雨水流入等により支障をきたさないように必要な対策を講じること。

イ 家畜の伝染性疾病が侵入すると、地元の畜産業に甚大な被害をもたらし、地域の社会経済活動にも大きな影響を及ぼすことから、農場への立ち入りや畜産業者への接触を避け、且つ通行する際の工事関係者及び工事車両等の消毒を徹底するなど防疫体制を整え、配慮を十分に行うこと。

(7) 景観及び人と自然の触れ合いの活動の場について

ア 伊佐市においては景観計画が策定されていないものの、事業者が設定した眺望地点（市内の公園、キャンプ場等）はすべて山林内や溪谷内に位置しており、これらの施設から計画地への眺望を確認することは困難であると思われる。鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドラインによる視点場の選定その他、一般的な眺望景観を評価するにあたっては、不特定多数の者が日常的に目にする機会が多い地点も調査することが望ましいと考える。したがって、市郊外の眺望の良い平野部を通る国道、県道、市道沿いの地点や、視界の開けた田園風景からの眺望なども、生活実態に即した評価地点（候補）として加えることが適当であると考え。特に、市民が長年親しんできた九州山地の山並みを背景とする田園風景の中に風車が立つ景観をどのように判断するかは、地域社会にとって極めて重要ととらえ、平野部等の眺望地点の追加、ならびに、風車が設置された際の景観予測画を広く市民に提示し、理解を求めるべきであると考え。

イ 本市における主要な眺望および固有の景観ならびに九州自然歩道や生活道路などから見える周囲の自然景観への影響、配慮について、分かり易く評価、記載すること。周辺で計画されている他事業の風力発電施設と併せた複合的な影響について

も、積極的な情報収集、評価に努めること。

ウ 埋蔵文化財について、その性質上未発見の場合もあるため、埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更せず遅滞なく市に届出を行い、その取り扱いについて市と協議すること。

(8) 盛土について

床掘及び掘削等による建設残土の処分又は盛土への再利用については大雨時や地震等において、土砂災害の発生のおそれがあることから、建設残土の盛土等への利用方法については、可能な限り回避又は軽減すること。

(9) 災害、事故等について

ア 事業の実施に起因する水害及び土砂災害が生じないよう専門家等の意見を踏まえ、十分に調査、予測及び評価を行い、防災対策を講じること。また、事業の実施に起因する水害及び土砂災害が生じた場合には、事業者の責任において迅速な対応・復旧を行うこと。

イ 構造物（風力発電施設）の金属疲労等による破損やそれに起因する事故などのリスクに対する、必要な対応策を十分に講じるとともに、事業の実施に起因する構造物の破損や事故が生じた場合には、事業者の責任において迅速な対応・復旧を行うこと。

(10) 許可、届出等について

事業者においては、新たな開発に係る規制等の制定について最新の情報収集に努め、今後新たな規制の制定がなされた際は必要な届出等について滞りなく行うこと。

(11) 地質について

事業実施想定区域内の地質状況を十分に調査、予測及び評価を行い、事業の実施に起因する水害及び土砂災害が生じないよう専門家等の意見を踏まえ風力発電機等の主要設備の配置や構造等を検討すること

また、地元住民へ十分に本事業の説明を行うとともに、住民からの意見については真摯に対応すること。

(12) その他

ア 事業実施に当たっては、地域住民と適切なコミュニケーションを図ること。また、地域住民から要望・苦情等があった場合は、真摯に対応すること。

イ 以前に寄せられた住民意見に対する回答後に、それらに関して新たに把握した内容や住民等への周知が必要な情報については、住民等がその内容を十分理解できるよう対応すること。

ウ 地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出抑制を考慮した工事計画となるよう努めること。